決議第49の第２附属書（WRC-15、改）

A　衛星通信網の識別
a)　衛星通信網の識別
b)　主管庁名
c)　国記号
d)　事前公表資料若しくは付録第30号及び第30A号の規定に定める第二地域の計画変更若しくは第一地域及び第三地域における追加利用の要求の参照又は付録第30B号（WRC-07、改）の第６条の規定に基づき処理される情報の参照
e)　（付録第30号、第30A号及び第30B号が適用されない）調整要求の参照
f)　周波数帯
g)　事業者名
h)　衛星名
i)　軌道特性
B　宇宙機の製造者*
a)　宇宙機の製造者名
b)　契約証書作成日
c)　契約上の「引渡期間」
d)　衛星の調達数
C　打上げ業務提供者
a)　打上げ機供給者名
b)　契約証書作成日
c)　打上げ又は軌道投入引渡期間
d)　打上げ機名
e)　打上げ施設名と場所
*　注－　衛星の調達契約が２つ以上の衛星を含む場合、それぞれの衛星について関連の情報を提出する。

改　決議第55（WRC-15、改）　衛星通信網、地球局及び電波天文局の通告様式の電子的手段による提出

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

全ての衛星通信網、地球局及び電波天文局の通告を電子的な様式で行うことは、無線通信局及び主管庁の作業を一層容易にし、そうした通告の処理を促進するであろうこと。

以下を認め、

調整及び通告手続に関係する処理が第９条及び第11条並びに付録第30号、第30A号及び第30B号に規定する期間を超えるようなことがあれば、主管庁が調整を実施する時間的な余裕が短くなってしまう可能性があること。

以下を決議し、

1　2000年６月３日からは、第９条及び第11条の規定に基づいて無線通信局に提出される衛星通信網及び地球局のための全ての通告（AP4/Ⅱ及びAP4/Ⅲ）、電波天文通告（AP4/Ⅳ）並びにAPI（AP4/Ⅴ及びAP4/Ⅵ）並びに真正性情報（決議第49（WRC-15、改））は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されるものとすること。

2　2007年11月17日からは、第９条及び第11条、付録第30号及び第30A号並びに決議第49（WRC-15、改）の規定に基づいて無線通信局に提出される衛星通信網、地球局及び電波天文局のための全ての通告は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap及びSpaceCom）と互換性のある電子的な様式で提出されるものとすること。

3　2008年６月１日からは、付録第30B号の規定に基づいて無線通信局に提出される衛星通信網及び地球局のための全ての通告は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されるものとすること。

4　2009年７月１日からは、第９条第9.11号から第9.14号まで及び第9.21号の関連で第9.3号及び第9.52号の規定に基づいて又は第二地域の計画変更若しくは第４条の下で第一地域及び第三地域の追加使用並びにこれらの付録の第2A条の下でガードバンドの使用の関連で付録第30号及び第30A号の4.1.7節、4.1.9節、4.1.10節、4.2.10節、4.2.13節若しくは4.2.14節の規定に基づいて、無線通信局に提出されるコメント／反対意見は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されなければならない。

5　2012年２月18日からは、第９条第9.41号の下で無線通信局に提出される包含又は除外についての全ての要求は、無線通信局の電子様式取り込みソフト（SpaceCap）と互換性のある電子的な様式で提出されなければならない。

6　2000年６月３日以来、決議事項１、２及び３で扱われている提出に関連する全ての図形データは、無線通信局のデータ取り込みソフト（グラフィカル・インターフェース・マネージメント・システム（GIMS））と互換性のある図形データ様式で提出されることが望ましいこと。ただし、図形データを紙で提出することも引き続き許容されること。

以下を無線通信局に指示し、

1　決議事項１で挙げられている調整要求及び通告を受領日から30日以内にウェブサイト上で「受領した」ものとして見ることができるようにすること。

2　主管庁が上記決議事項１から４までを遵守することができるように、主管庁に対し取り込み用及び最新版の認証用のソフトウェア並びに全ての技術的な手段、研修及びマニュアルを主管庁からの要請に基づく支援とともに提供すること。

3　実効的な範囲で、認証用のソフトウェアと取り込み用のソフトウェアを統合すること。

以下を主管庁に要請する。

実効的な範囲で、速やかに通告に関連する図形データを無線通信局の図形取り込み用ソフトウェアと互換性のある様式で提出すること。

改　決議第76（WRC-2015、改）　等価電力束密度制限値が採用された周波数帯における複数の非静止衛星による固定衛星業務システムにより生じる最大総等価電力束密度からの静止衛星による固定衛星業務及び静止衛星による放送衛星業務通信網の保護

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-97が、10.7-30GHzの周波数帯の一部で運用する静止衛星による固定衛星業務及び静止衛星による放送衛星業務通信網を保護するため、非静止衛星による固定衛星業務システムが遵守すべき等価電力束密度（epfd）の暫定制限値を第22条において採択したこと。

b)　WRC-2000が第22条を改訂し、そこに定められた制限値がこれらの周波数帯を共用しているシステムや業務のいずれにも不当な制限を負わせることなく、静止衛星システムに対して適切な保護を提供するよう保証したこと。

c)　WRC-2000が、第22条に定められた単一入射検証制限値、単一入射の運用上のepfd制限値及び、特定のアンテナサイズについては、単一入射の付加的運用上のepfd制限値の組合せが、非静止衛星による固定衛星業務システムに適用される表1Aから1Dの制限値の総和とともに、これらの周波数帯における静止衛星通信網を保護すると判断したこと。

d)　これらの単一入射検証制限値は、非静止衛星による固定衛星業務システムの最大実効数を3.5と仮定する表1Aから1Dに定められたepfdの総和マスク値から求められたこと。

e)　これらの周波数帯における周波数を共用する全ての非静止衛星による固定衛星業務システムにより生じる静止衛星による固定衛星業務システムに対する干渉量の総和は、表1Aから1Dのepfdの総和レベルを超えてはならないこと。

f)　WRC-97が、当該周波数帯の非静止衛星による固定衛星業務システムは、これらの周波